

## 農地法第4条・第5条 市街化調整区域（申請）の添付書類

- 1 届出地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）〈原本〉  
もしくは登記情報提供サービス（照会番号記載のもの）  
（分筆登記および相続登記が必要な場合は、登記手続き完了後のもの）
- 2 位置図＝10,000分の1および2,500分の1の白地図
- 3 隣地関係図＝届出地周辺の登記地目および現況地目・地番・所有者名・耕作者名、道路および排水路を明記し、幅員を記入のこと
- 4 隣地承諾書＝隣接（1m以内）が農地（田・畑）のみ添付のこと  
（隣接農地の所有者および耕作者の同意）
- 5 資金関係＝工事見積書（コピー可）・資金証明書（コピー可、申請者のものに限る）  
農地法第5条の場合、土地代金の根拠の分かるもの（土地売買契約書等）
- 6 土地利用計画図（駐車場区画、資材置場の資材種別等まで明示、建築物の位置まで明示）  
造成計画図（縦横断図・構造図等）  
排水計画図（排水計画、生活雑排水の処理方法等）  
被害防除施設の詳細（U字溝・擁壁、のり面処理等）  
計画施設（建築物）の平面図および立面図等
- 7 公図（里道水路に色を付けること）
- 8 転用事由詳細説明書
- 9 住民票＝・登記簿上の所有者の住所が違う場合、移転の確認ができるもの  
・市外在住の個人が取得する場合（コピー可）
- 10 法人登記簿〈原本〉もしくは定款〈写し〉＝法人の場合
- 11 農業委員等の確認書（位置図 2,500分の1の白地図、利用計画図等添付）  
※転用内容等の関係図を渡し、地区農業委員等に説明してください。  
※提出期限日より余裕を持って説明に行ってください。
- 12 その他
  - 農地転用許可申請書および添付書類については、1部提出してください。  
（ただし、申請内容によっては複数部提出を求めることがあります。）
  - 登記情報サービスの取り扱いの詳細についてはホームページをご覧ください。
  - 小作地の場合＝・農地法第18条第6項の手続きを行うこと（小作権の解除の手続き）  
・利用権設定の場合も同様とする
  - 所有権等にかかる仮登記・差押・抵当権等の設定がある場合  
※権利の抹消または同意書を添付のこと
  - 事前着工の場合＝始末書・顛末書・経過書および誓約書
  - 法令等で許可を受けるものについては許可書、あるいは申請書の写し  
（都市計画法第29条の開発許可が必要な場合は、開発許可の本申請と同時期に申請すること。  
官民境界の確定・道路河川水路等の占用許可）
  - 草津市開発指図書にかかるとしては、事前協議後提出のこと
  - 露天の資材置場等の場合＝「都市計画法の許可なく建物を建てない」旨の誓約書
  - 農業用倉庫の場合＝許可後、関係法令に基づく手続きを了せずに用途を変更しない旨の誓約書
  - 農家住宅の場合＝別途関係書類
  - 申請農地が土地改良区の区域内にある場合＝改良区の意見書
  - 草津用水に転用の届出をすること＝地目が〈田〉のみ  
転用に係る意見書・・・意見書に代え受付書の原本を添付すること  
草津用水転用決済金は、1㎡当り280円です。（詳しくは草津用水土地改良区まで）

## 農家住宅にかかる転用申請の添付書類

### 1号（農業者本人の場合）

現在の住宅の処分方法・利用方法を明らかにした説明書（任意の様式）

### 5号（農業者の子の場合）

- 1 戸籍謄本＝〈原本〉相続人の分かるもの（被相続人の出生から現在まで）
- 2 相続関係図
- 3 固定資産評価証明書〈原本〉 ※1階税務課にて発行
- 4 住民票等＝〈原本〉農業者と現在から遡って10年以上生計を一にしていることが分かるもの
- 5 営農誓約書
- 6 他産業に従事している者にあつては、在籍証明書・勤務地証明書
- 7 その他必要と思われる書類等を提出していただくことがあります。